

平成 25 年 3 月 27 日

金融庁監督局総務課 御中

一般社団法人全国銀行協会
業 務 部

中小企業金融円滑化法の期限到来に伴う金融検査マニュアルおよび
監督指針の一部改正案に対する意見について

去る 3 月 21 日付で意見募集がありました標記の件について、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、ご送付申しあげます。

以 上

中小企業金融円滑化法の期限到来に伴う金融検査マニュアルおよび監督指針の一部改正案に対する意見

1. 金融検査マニュアル

ページ	記載箇所	記載内容（抜粋）	意見
4頁	8行目	「金融円滑化編チェックリスト」の「I. 経営陣による態勢の整備・確立状況」の【検証ポイント】に記載のある「中小・零細企業等」	「中小・零細企業等」の定義は、大中堅企業・金融機関の関連会社は除き、金融円滑化法の「中小企業者」と同義との理解で良いか確認したい。

2. 主要行等向けの総合的な監督指針（本編）

(1) 貸付条件の変更等や円滑な資金供給に係る監督指針

頁	記載箇所	記載内容（抜粋）	意見
			Ⅲ-4、Ⅲ-5の「中小企業」の定義については、各行が管理する基準で問題ないか確認したい。
3頁	上から2行目	他業態も含め関係する他の金融機関等と十分連携を図りながら…	「他業態」の範囲が曖昧なため、具体的にどの業態なのか確認したい。
7頁 18頁	下から1行目 上から3行目	顧客企業の立場に立って	左記は、金融機関が顧客企業に対して忠実義務を負う金融サービスを提供するというわけではないことを確認したい。
18頁	最終行	特に、主たる取引金融機関は、仮に顧客企業の事業再生が困難であると判断するに際しては、外部専門家・外部機関等の第三者の見解を十分に踏まえているか。	左記の趣旨は、顧客企業の状況・ニーズ等を考慮し必要に応じて検討するものであり、一律・画一的な対応が求められるものではないことを確認したい。

(2) 中小企業等に対する経営支援の積極的な取組みに係る監督指針

ページ	記載箇所	記載内容（抜粋）	意見
			「中小企業」の定義については、各行が管理する基準で問題なく、基準等の明記も不要という理解で良いか確認したい。

			また、小規模事業者には個人の事業性と信先も含まれるのか確認したい。
			ディスクロージャー誌に記載する場合の具体的な取組事例の該当期間は、半期ごとでよいのか確認したい。また、過去の事例は累積するのか、金融円滑化法が施行されていた時期の事例も記載するのかについても確認したい。
1 頁	下から 2 行目	ハ. 中小企業の経営支援に関する取組状況（支援内容、外部専門家・外部機関等との連携、取組事例等）	<ul style="list-style-type: none"> ・「外部専門家・外部機関等との連携」については、その内訳や件数等の開示が必須となる訳ではない、という理解で良いか確認したい。 ・「連携」とは、当該金融機関が主導しているものに限らず、お客さまや他金融機関が主導した結果として連携しているものも含む等、幅広く捉えて良い、という理解で良いか確認したい。
2 頁	上から 5 行目	（注 1）上記ハ及びニの取組状況については、具体的な実績や成果を記載するよう努めているか確認する。	「実績」や「成果」については、個別事案の具体的な内容の開示が必要ということでは無く、代表的な事例に使用したスキームの概要を記載する等の方法も認められる、という理解で良いか確認したい。
2 頁	上から 7 行目	（2）個別の記載項目についての留意事項⑥ニ.	全国規模で業務を展開している銀行に対し、特定の地域別での取組状況の開示を求めるものではない、という理解で良いか確認したい。

以 上